

被災公文書等修復支援事業について

内閣府大臣官房総務課情報公開係長 併任審査第三係長
(前国立公文書館統括公文書専門官室公文書専門官)

朝倉 亮 あさくら・りょう

1. 始めに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関し、被災地の実状調査等を行ったところ、各地方自治体において大量の公文書等が被災し、放置されている状態にあることが確認された。具体的には、庁舎の倒壊に伴う破損、津波による流出、泥、粉塵、病原菌等の付着、浸水によるカビの発生等の被害である。これら被災公文書等を早急に修復し、歴史資料として重要な公文書等として将来の保存に備えることは、喫緊の課題であった。

このため国立公文書館（以下「館」という。）は、内閣府から補助金を受けて、「被災公文書等修復支援事業」を実施することとした。

本事業は、被災自治体（岩手県陸前高田市、山田町、宮城県気仙沼市、仙台市、石巻市（女川町分も含んで実施））からの要請に基づき、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言の一環として、現地において被災公文書等の修復に当たる人材の育成のための研修を行い、修復作業を早急に進める環境を整備することを目的としている。

なお、被災地域における公文書等の保全・保存については、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第3条に基づく「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興本部）」において、国が実施する復興施策として盛り込まれたところである。また、館第3期中期計画及び館平成23年度計画についてもこれを変更し、本事業の実施について明記した。

2. 事業実施までの経緯

震災発生以来、館は、被災公文書等の修復に関する情報提供、全国公文書館長会議又はアーカイブズ関係機関協議会等、関係機関との意見交換、並びに被災地における実地調査等、震災に対する取組を行い、被災地に対してできる限りの支援を行うべく、その方策について検討を重ねた。

その結果、平成23年7月、館に「東日本大震災復興支援事業プロジェクトチーム」を設置し、本事業の企画を本格的に開始した。併せて、被災自治体あてに公文書等の被災状況等に関する調査を実施し、これに基づき被災地における実地調査及び意見交換を継続した。

さらに、本事業に先立ち、平成23年9月に岩手県宮古市において被災公文書等の修復支援事業を実施した。当該事業は、特に早急な対応が必要であった同市からの要請に基づき実施したものであり、事業内容の検証のためのパイロット事業として位置付けている。

ここで実施した研修内容には、東京文書救援隊の考案による修復システムを活用した修復方法を採り入れた。具体的には、解体から、ナンバリング、エタノール噴霧、洗浄、吸水、乾燥、製本までの作業工程を流れ作業で行うものである。当該修復方法は、短期間の研修によって必要な技術を習得でき、必要な機材及び消耗品が比較的安価に調達できるため、被災自治体における導入が容易なものとして選択したものである。宮古市の事業実施を踏まえ、以上の修復方法を標準的な研修内容として本事業にも採用し、作業に用いる被災公文書等や作業環境に合わせた研修内容が可能であ



写真1 宮古市における
被災公文書等の修復支援事業の様子

ることが確認できた。

その後、平成23年10月28日に国会に提出された平成23年度第3次補正予算に本事業の経費が計上され、同年11月21日に成立したため、修復研修生の採用及び教材等の調達を行い、あわせて、本事業実施に当たって被災自治体との具体的な調整を重ねた。

3. 陸前高田市における被災公文書等修復支援事業

陸前高田市では、震災により広田湾沿岸部及び気仙川流域を中心に津波被害が発生し、当時、広田湾沿岸に位置していた市庁舎全体が浸水した。このため被災した公文書等の数は、10万冊以上に上ると報告されている。これに対し、平成23年6月以降、群馬県立文書館、神奈川県立公文書館、法政大学、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、元市職員による多角的な支援が行われ、一部、現在も被災公文書等の救出作業が継続されている。館も現地において実状調査等を行ったところ、膨大な被災公文書等が、損壊した旧市庁舎に放置されている状態にあることを確認した。

このため、館は、市からの要請に基づき、平成24年1月16日から同年3月9日までの40日間、旧矢作小学校（岩手県陸前高田市矢作町）において、修復研修生24名により本事業を実施した。具体的な研修内容としては、1ライン8人が流れ作業を行う修復方法を3ラインで実施し、市職員等が参

加するため1ラインを追加した。研修には、市税務課が所管する固定資産家屋評点調査票綴及び固定資産家屋評点調査図面等の被災公文書等を用いた。この結果、23名（市職員等を除く）が研修を修了し、240冊、約62,000枚の資料を修復することができた。



写真2 陸前高田市における
被災公文書等修復支援事業の様子

4. 気仙沼市における被災公文書等修復支援事業

気仙沼市では、震災により気仙沼湾を含む太平洋沿岸部に津波被害が発生し、市役所支所等複数施設が浸水した。特に気仙沼湾岸部の支所は建物全体が津波被害に遭い、損壊した支所においてヘドロや重油が混じった海水に公文書等が浸った状態で放置されている状態にあり、一部、ゴミ焼却場に仮設された市執務室の廊下等で保管されていることが確認された。



写真3 気仙沼市における
被災公文書等修復支援事業の様子

このため館は、市からの要請に基づき、平成24年1月16日から同年3月9日までの40日間、唐桑幼稚園（宮城県気仙沼市唐桑町）において、修復研修生24名により本事業を実施した。

具体的な研修内容としては、1ライン8人が流れ作業を行う修復方法を3ラインで実施した。研修には、市下水道課が所管する上下水道事業関係資料及び配水管布設位置図等の被災公文書等を用いた。この結果、23名が研修を修了し、112冊、約41,000枚の資料を修復することができた。

5. 仙台市における被災公文書等修復支援事業

仙台市では、震災により仙台湾沿岸部全域に津波被害が発生し、学校や消防署等の複数施設が浸水し、それぞれが所管する被災公文書等のうち一部が市博物館に収集されている状態であった。

このため館は、市からの要請に基づき、平成24年1月23日から同年3月2日までの30日間、仙台市博物館（宮城県仙台市青葉区）及び仙台市消防局若林消防署（同若林区）において、修復研修生18名により本事業を実施した。

具体的な研修内容としては、1ライン6人が流れ作業を行う修復方法を3ラインで実施し、研修指導に際しては市博物館市史編さん室職員が参加した。研修には、同博物館に収集された小学校文書、市消防局が所管する救急記録等の被災公文書等を用いた。この結果、18名が研修を修了し、489冊、約30,000枚の資料を修復することができた。



写真4 仙台市における被災公文書等修復支援事業の様子

6. 石巻市における被災公文書等修復支援事業

石巻市では、震災により石巻湾岸部全域に津波被害が発生し、当時、石巻湾旧北上川沿岸に位置していた市旧本庁舎及び分庁舎が浸水した。旧本庁舎においては地下書庫が水没した上に、書棚が倒壊し、公文書等が海水に浸った状態で放置されており、書庫全体にカビが蔓延しているといった状態であった。分庁舎においても書庫が水没し、海水は引いたものの状況は旧本庁舎同様であった。

また、市に隣接する女川町では、同様に女川湾沿岸に津波被害が発生し、同湾をのぞむ丘上に位置する町役場も浸水した。集中的に文書を管理してきた書庫が倒壊したため、大量の公文書等が流出し、群馬県立文書館の支援により一部修復が進められていたものの、残った文書は依然として被災したままの状態であった。

このため館は、市及び町からの要請に基づき、平成24年2月6日から同年3月30日までの39日間、旧市庁舎（宮城県石巻市日和が丘）において、修復研修生24名により本事業を実施した。

具体的な研修内容としては、1ライン6人が流れ作業を行う修復方法を4ラインで実施した。研修には、市総務課が所管する戸籍簿等、及び女川町議会議事録等の被災公文書等を用いた。この結果、23名が研修を修了し、250冊（うち女川町分35冊）、約70,000枚の資料を修復することができた。



写真5 石巻市における被災公文書等修復支援事業の様子

7. 山田町における被災公文書等修復支援事業

山田町では、震災により山田湾沿岸部に津波被害が発生し、同湾岸に位置する町役場の地下1階が浸水した。地下書庫が水没したため、町により一部応急処置がなされていたものの、地下1階にカビが蔓延しているといった状態であった。

このため館は、町からの要請に基づき、平成24年2月20日から同年3月30日までの29日間、旧さくら幼稚園（岩手県下閉伊郡山田町飯岡）において、修復研修生24名により本事業を実施した。

具体的な研修内容としては、1ライン8人が流れ作業を行う修復方法を3ラインで実施した。研修には、市町民課が所管する戸籍受付帳等を用いた。この結果、23名が研修を修了し、123冊、約37,000枚の資料を修復することができた。



写真6 山田町における被災公文書等修復支援事業の様子

8. 終りに

本事業の実施によって、館が採用した修復研修生のうち辞職者を除く110名が独自に作業を行える程度に、研修を行った修復方法について技術を習得できたことが認められ、被災自治体における修復作業を早急に進めるための環境を整備することができた。各自治体における事業では、多様な状態や材質、形態に応じた事例研修を重ねること

ができ、特定の被災公文書等のみならず修復作業に当たるための汎用的な技術を習得できた。例えば、状態としては、解綴困難な程度に固着した資料や紙力の低下又はインクが滲むため洗浄に耐えない資料、材質としては、上質紙や中性紙のみならずコート紙や写真、形態としては、A0用紙以上の大きさの資料、4穴やそれ以上多数の穿孔により綴じられた資料等が挙げられる。

本事業実施中には、更なる作業効率向上に寄与するため、各事業における被災公文書等や研修会場等に応じて、各作業工程や全体の構成、会場の配置、教材の選択について検討及び見直しを随時実施し、その内容は今後の事業にも引き続き活用していくこととしている。

なお、陸前高田市や石巻市では、平成24年度から市による修復作業が始まっているところであり、本事業以外の被災自治体を含め、引き続き、館の支援を継続していく予定である。

ところで、アンケートや研修会場で直に寄せられた研修生の感想には、自らが修復した自治体の文書を前にして、研修生を含む被災地住民のための作業をしたという実感を得られたという意見が、多く確認された。

震災発生から既に1年が経過し、各方面における様々な復興支援が官民を挙げて行われてきたところであるが、被災公文書等の修復という視点では、本事業を含め、膨大な被害の一部に対する措置が講じられたに過ぎず、被災自治体の復興はようやく途についたばかりである。いまだ被災状態にあると言える大勢の方々を思えば、一面的には他に優先すべき事業があると考えられるかもしれない。しかし、自治体の文書は自治体活動の淵源であり、またその発現であり、前述の研修生の感想にもある通り住民共有の財産である。このような公文書自体の価値、及び被災公文書等の修復の必要性を改めて認識すべきではないか。本事業を通じて以上のように考えた次第である。